

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成20年5月16日で有効期限を迎えます。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県におきましては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」等が合意されております。6つの対象施設には3,936名の従業員が勤務し、海兵隊のグアム移転は、状況如何によっては、駐留軍労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念されます。

一方、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易でない状況にあります。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、パニック状態に陥る事は明らかであります。

よって、本町議会は、駐留軍関係従業員の離職後における生活の安定と継続的な離職者対策を確保するため、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長されるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月21日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
防衛施設庁長官 厚生労働大臣